

W T O 非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

1. 場 所

W T O 本部(スイス・ジュネーブ)

2. 日 時

平成16年6月9日～11日

3. 出席者

経済産業省田中通商機構部長、
農林水産省奥野漁政部参事官、外務省佐藤国際機関第一課長他

4. 議論の概要

(1) 全体会合

- ① ヨハンソン議長 (アイスランド大使) は、7月末の枠組み合意に向けて、加盟国が交渉に努力を継続する必要がある旨述べ、非関税障壁に関する非公式会合に移行した。
- ② 加盟国が関心を有する非関税障壁について、その関連するW T O 協定毎に分類し、それぞれの非関税障壁について、既存のW T O 委員会、他の交渉グループ、紛争処理手続き、並びに、本交渉のうち、いずれの場で議論すべきか等について議論が行われた。また、交渉方法についても、リクエスト・オファー方式、全体での議論、及び、分野別の交渉等の方法があり得るとの考え方が示された。多くの基準認証等が取り上げられた他、米国は、分野別取り組みの例として、自動車分野の非関税障壁については、国際的な業界による組織的な取り組みがあり、6月初めに政府関係者を交えた会合が行われたことを紹介した。また、E C や我が国が輸出税や輸出規制を、米国、ニュージーランド等は輸入規制を本交渉で取り上げたいとした。
- ③ ヨハンソン議長は、最終日の全体会合において、7月末の会合に向けて、メンバー国の前向きな努力を要請した。

(2) バイ会合等

- ① ヨハンソン議長、米国、E C、カナダ、メキシコ等とのバイ会合において、枠組み合意段階ではデルベス・テキストを大きく変えることは難しい旨の指摘があった。我が国は、従来の立場を主張した。

- ② 韓国、台湾の林水産物担当者等と意見交換を行い、林水産物を関税撤廃の対象分野としないこと、支持が限られているものの、林水産物の事情に配慮できるような関税削減方式とするよう引き続き主張していく旨確認した。
- ③ ニュージーランド、カナダ等は林水産物の関税撤廃を主張しているが、これらの国とのバイ会合においては、有限天然資源である林水産物に対する配慮の必要性を説明し、互いの意見を交換した。
- ④ 分野別関税撤廃等に関する米国、カナダ、香港主催の非公式少数国会合において、世界貿易の相当部分（クリティカル・マス）を占める国が参加する方法等について説明及び議論が行われた。なお、この会合は、7月合意後の交渉のための勉強会との位置づけ。

5. 今後の予定

7月6～8日（暫定）：非農産品市場アクセス交渉会合